

高福第982-1号
令和5年12月6日

各市町村介護保険主管課長
大里広域市町村圏組合介護保険主管課長

} 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長（公印省略）

介護支援専門員証交付に係る申請手数料の周知について（依頼）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年12月末をもって埼玉県収入証紙の販売が終了となり、令和6年1月から介護支援専門員証交付に係る申請手数料の納付方法が「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用した電子納付に変わります。（詳細につきましては、下記のURL、別紙（HP抜粋）を御参照ください。）

介護支援専門員の中には、電子納付手続に不安を感じる方もいらっしゃるかと存じます。

埼玉県収入証紙については、令和6年1月から3月末までの間も引き続き利用することができます。電子納付手続に不安を感じる介護支援専門員には、令和5年12月中に県収入証紙を購入しておいていただくと、令和6年3月までは従来と同じ手続きでの申請が可能となります。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、管内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護支援専門員へ御周知いただきますよう御協力をお願いします。

記

- 1 参照HP 証紙の廃止に伴うキャッシュレス決済の開始について
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>
- 2 支払方法について

証交付の申請時期	支払方法
令和5年12月まで	埼玉県収入証紙
令和6年1月から3月まで	（12月までに証紙購入済みの方）埼玉県収入証紙
	電子収納（ペイジー）
令和6年4月以降	電子収納（ペイジー）

3 12月までに県収入証紙を事前購入することで申請が可能な方

例えば、次のような方が想定されます。

(1) 令和6年1月から3月の間に、証の更新交付申請を予定している方

(2) 令和6年1月から3月の間に、再研修修了後の証の交付申請を予定している方

(3) 令和6年1月から3月の間に、氏名の変更で証の書換え交付申請の見込みがある方

※ 有効期間の満了日が令和6年10月1日以降の方は、更新交付申請ができるのが令和6年4月1日以降となるため、あらかじめ埼玉県証紙を購入されても使用することができません。

※ 住所のみの変更申請の場合は手数料がかかりませんので、埼玉県証紙を購入する必要はありません。

4 参考 交付手数料の額

(1) 更新交付手数料【様式第7号】：3,000円

(2) 再研修後の証交付手数料【様式第9号】：3,200円

(3) 氏名変更による書換え交付手数料【様式第3号】：1,400円

(4) 紛失・汚損等による再交付手数料【様式第8号】：1,300円

担 当：介護人材担当 大山

電 話：048-830-3232

FAX：048-830-4781

E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp